

(要領様式第1号)

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（令和2年条例第63号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

松本市公告第155号
令和5年6月8日

松本市長 臥 雲 義 尚

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第41条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第45条第2項 (第45条第6項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第47条第1項	事業計画書	
(4) 条例第50条第4項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第54条第2項	最終見解書	○
(6) 条例第56条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社しんえこ 代表取締役 小松 茂人 長野県松本市大字島立 2346 番地	
申請の区分 (I)	一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更許可	
条例第41、45、47、50、54、56条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県松本市大字島立 2338 番 2
	②廃棄物の処理施設の種類	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「施行令」という。)第5条第1項に規定するごみ処理施設 ・施行令第7条第7号に規定する廃プラスチック類の破碎施設
	③処理を行う廃棄物の種類	一般廃棄物及び産業廃棄物の廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	④廃棄物の処理施設の処理能力	廃プラスチック類 39.2 t/日 (4.9t/h:8時間稼働) 金属くず 130.4 t/日 (16.3 t/h:8時間稼働) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 65.6 t/日 (8.2 t/h:8時間稼働)
⑤変更の概要(変更許可等の場合)	変更後	変更前
	変更事項① 【一次破碎】(新設) FHPS-230-400型(富士車輛株) 廃プラスチック類 191.2t/日(8時間) 金属くず 617.6t/日(8時間) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 546.4 t/日(8時間) 【二次破碎】(現行) AS-1250型(アライシュレッター) 廃プラスチック類 39.2t/日(8時間) 金属くず 130.4t/日(8時間)	変更事項① AS-1250型(アライシュレッター) 廃プラスチック類 39.2t/日(8時間) 金属くず 130.4t/日(8時間) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 65.6 t/日(8時間)

		ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 65.6 t/日(8時間)	
		変更事項② 振動の自主管理基準 65dB	変更事項② 振動の自主管理基準 60dB
条例第47、50、54条	⑩対象周辺地域の範囲	松本市 島立町区町会 松本市 小柴町会	
	⑪対象関係住民の範囲	周辺地域内に住所若しくは居所又は事業所若しくは事業場を有する者 周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者	
	⑬対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	(日時)令和5年3月19日(日)午後1時30分から (場所)松本市島立 町区公民館(松本市大字島立2422)	
関係図書の縦覧	縦覧に供する場所	松本市 環境エネルギー部 廃棄物対策課	
	縦覧期間	令和5年6月8日(木)から令和5年7月10日(月)まで (土日・祝日その他市の休日を除く。)	
	縦覧時間	午前8時30分から午後5時15分まで	